

「SDGsチャレンジ事業」運営管理業務 企画提案募集要項

1 趣旨

経済のグローバル化が競争環境を激化させる中で、本県が直面する時代の変化と課題を乗り越え、活力にあふれた産業、人材、交流が生まれ成長する「新たな時代を拓くすこやかな兵庫経済」を実現していくためには、新たな価値や市場を生み出すイノベーションの創出が不可欠となっている。

本県では、次世代を担う成長企業を創出する官民連携ファンドや、コワーキングスペース・高度IT事業所開設支援、起業家への資金支援、起業プラザひょうごの運営など多様なスタートアップへのサポートに注力してきた。こうした取組みが評価され、令和2年7月に大阪・京都と共に「スタートアップエコシステム拠点 グローバル拠点都市」（内閣府）に選定されており、スタートアップの育成・支援に向けて神戸市との連携のもと一層の強化に取り組んでいる。

今後は、活動領域を国内に限らず、海外展開を視野に入れたスタートアップ等の創出・育成により、ひょうご・神戸のスタートアップエコシステムのさらなる充実強化に結実させることとしている。その目的を達成するため、本事業の実施にあたり、受注者のもつスタートアップ支援に関する幅広い知識と経験、専門性やネットワーク等を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

2 応募資格

民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

- (1) 事業を円滑に遂行できる総合的な企画力、技術力、財務能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けていないこと
- (3) 本県及び神戸市の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- (4) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- (5) 県税、市税、消費税及び地方消費税についての未納のない団体等であること。
- (6) 事業の実施にあたり、本県及び神戸市との打合せなどに適切に対応できること。
- (7) 業務内容について、守秘義務を遵守できること。

3 業務要件

別添「SDGsチャレンジ事業」運営管理業務仕様書（以下、「仕様書」という。）に沿ってコンペに応募する者自らが企画する業務であり、兵庫県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

4 委託条件

(1) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(2) 対象経費

SDGsチャレンジ事業運営管理費（仕様書7（4）以外の本事業の実施に要する経費）及び海外での市場検証・実証事業費（仕様書7（4）実施に要する経費に限る）

(3) 上限額

39,750千円以内（消費税及び地方消費税含む。）

ただし、対象経費のうち、SDGsチャレンジ事業運営管理費の上限は29,750千円（消費税及び地方消費税含む。）、海外での市場検証・実証事業費の上限は10,000千円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

(4) その他

再委託は原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ本県と協議し、承諾を得た場合に限り認めるものとする。

5 スケジュール

令和3年5月中旬	事業者選定委員会（プレゼンテーション審査）
5月下旬	選定結果通知
令和3年6月1日（予定）	契約締結・事業開始
令和4年3月31日	事業完了

6 応募

(1) 企画提案参加申込

ア 募集期間

令和3年4月1日（木）～同月8日（木）16時まで

イ 提出書類 企画提案参加申込書（様式1）

ウ 提出方法 企画提案参加申込書にご記入のうえ、メールにてお申込みください。

(2) 企画提案書の受付

ア 受付期間

令和3年4月9日（金）～同月28日（水）16時まで

イ 提出書類

- ①企画提案申請書（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- ②提案者概要（様式3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- ③企画提案書（様式4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- ④経費積算見積書（様式5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- ⑤誓約書（様式6）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- ⑥添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各2部

- ・定款又は寄附行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
- ・履歴事項全部証明書（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3か月以内のもの）
- ・県税（全税目）、市町税（全税目）、消費税及び地方消費税（国税）に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）

(7) 県税の証明書の様式名：「納税証明書（3）」

※ 県内に事務所・事業所を有しない等により、兵庫県税の課税実績がない場合は、納税証明書に替えてその旨の誓約書（様式7）を添付

(イ) 国税の証明書の様式名：「納税証明書(その3)」又は「同(その3の3)」

(ウ) 市町税の証明書は自治体により様式名が異なります。

- ・会社概要等、応募者の概要が分かる書類
- ・直近2カ年の財務諸表（事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等）

ウ 提出方法

持参又は郵送により上記①～⑥を令和3年4月28日（水）16時（必着）までに提出すること。

(3) 提出先

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
産業労働部産業振興局新産業課新産業創造班 宛て
(E-mail: shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp)

(4) 内容についての質問等

ア 募集要項に関する質問

令和3年4月9日（金）16時まで（土日祝を除く。）に、事務局にメールにより届けること。

イ 質問に対する回答

令和3年4月19日（月）までにメールによりすべての参加者に回答する。

ただし、関係者などへの確認を要する質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は、期限までに回答できない旨の連絡をする。

(5) その他

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、本企画提案募集の審査のためにのみ使用する。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、非公開とする。ただし、企画提案書等について、公表の必要がある場合は、参加者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。

7 選定等

(1) 選定方法

選定委員会を設置のうえ、プレゼンテーション（ヒアリング）審査により以下の項目について審査し事業者を選定する（プレゼンテーションは、別途、日時、場所などを連絡する。）。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査を実施する応募者を選定するための書面審査を実施する場合がある。

また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、審査方法を変更する場合がある。

(2) 審査基準

審査カテゴリー	審査項目
ア 運営体制	ア-1 統括・担当コーディネーターについて（候補者の資質、体制、関与度等） ア-2 メンターについて（候補者の資質、カバーする分野、連携体制等）
イ SDGsビジネス普及啓発セミナー・情報発信	イ-1 セミナー・情報発信について（内容、頻度、規模、広報手法・媒体選択等）
ウ 課題の選定、参加企業の募集	ウ-1 SDGsビジネスニーズについて（ニーズ抽出手法、テーマ設定手法、情報整理手法、UNOPSの事業領域との連動性等） ウ-2 スタートアップ等の発掘について（発掘方法、目標数等）
エ アクセラレーションプログラム	エ-1 アクセラレーションプログラムの全体設計（対象社数、期間・スケジュール、進捗管理手法等） エ-2 プログラムの内容について【事業プランのブラッシュアップ】（実施内容、手法、頻度等） エ-3 プログラムの内容について【海外展開に繋げる支援】（支援内容、海外ネットワーク、パートナーリング、資金獲得に向けた取組み内容等）
オ 海外での市場検証・実証事業	オ-1 海外実証事業の具体的内容について（実施体制、支援内容・手法等）
カ 団体の適格性・経費	カ-1 提案者について（事務局体制の充実度、全体スケジュールの妥当性、類似業務の実績、財務状況の安全性、事業費の妥当性・効率性等）

(3) 選定結果

選定結果については、応募者全員に文書で通知する。

（ただし、審査経過や結果の内容等についての問合せには応じない。）

(4) その他

必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や書類の提出、ヒアリング等を行う場合がある。

8 委託契約の締結等

(1) 兵庫県は、選定された事業を提案した事業予定者と提案事業の実施方法等について、協議・調整を行う。その際、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

(2) 契約条項は、兵庫県において示す。

(3) 契約の相手方となる事業者等は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。

ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合（保険会社との間に兵庫県を被保険者とする履行保証契約を締結する場合等）は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

9 契約の解除

(1) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委

託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。

(2) 上記(1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

10 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、事業終了後に提出される業務報告書等に基づき、契約書に定められた内容に適合していることなどを兵庫県が確認したうえで支払う。

(2) 上記に関わらず、事業の遂行上必要な場合は部分払いができるものとし、その金額は、兵庫県において決定する。

(3) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、兵庫県が必要と認めるときは、委託料を減額する場合がある。

11 著作権等

本業務により製作される成果物の所有権、著作権は兵庫県に帰属するものとする。

ただし、成果物に受注者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、兵庫県は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受注者はそのために必要な著作権処理を行うものとする。

12 事務局

兵庫県産業労働部産業振興局新産業課 新産業創造班 内見・岡本

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL：078-362-4156

FAX：078-362-4273

E-mail：shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp